

情報提供

令和7年1月30日
福祉局

東京都と江東区との新たな児童相談体制の構築について

都は、江東区に対し、江東区との連携を一層強化する観点から、地域に強みを持つ区の要保護児童対策部署と法的権限を持つ都の児童相談所が、地域において一体的な児童相談体制を構築することを選択肢の一つとして提案し、この度、江東区から具体的な協議を始めたい旨、回答をいただきました。

今後、都江東児童相談所の所管区域を江東区1区とし、整備予定地（江東区潮見）に都と江東区との要保護児童対策の拠点を整備することを含め、都と江東区との新たな児童相談体制の構築に向け、具体的な協議を進めていきます。